牛久市教育委員会4月定例会会議録

1. 日 時 令和5年4月20日(木)午後1時30分

2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室

生涯学習課

3. 出席委員 石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子

4. 委員以外 教育部長 吉田 茂男

の出席者 次長兼教育企画課長 吉田 充生

次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝

学校教育課 課長 北島 道夫

指導課 課長 河村 博行

文化芸術課 課長 木本 挙周

課長

糸賀 珠絵

中央図書館 館長 斎藤 正浩

学校教育課 課長補佐 松添 明彦

学校教育課 課長補佐 森田 明

 学校教育課
 課長補佐
 野口
 治

 指導課
 課長補佐
 山口
 明

指導課 課長補佐 飯田 千枝美

文化芸術課 課長補佐 山越 義弘

文化芸術課 課長補佐 宮田 夏海

生涯学習課 課長補佐 澤城 裕介

スポーツ推進課 課長補佐 保坂 正博

教育企画課 課長補佐 山口 功

教育企画課 主査 宮嶋 亮輔

- 5. 欠席者 教育長 染谷 郁夫
- 6. 会議録署名人 八木橋 晴美
- 7. 議事事項 報告第12号 学校運営協議会委員の変更について

報告第13号 専決第3号 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会の関係規則の整備に関する規則につ

いて

報告第14号 専決第4号 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う教育委員会の関係訓令の整備に関する訓令につ いて

報告第15号 令和5年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について

報告第16号 令和5年度牛久市「学校閉庁日」の実施について

報告第17号 牛久市青少年相談員の選任について

8. その他

次長兼教育企画 課長

出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。

石井職務代理者

皆様こんにちは。学校のほうは無事入学式が終了しまして、お疲れさまでした。学校もここでやっと子供たちが特に新入生が慣れ始めた頃にまたゴールデンウイークに突入するところで、毎年いろいろと不安を抱えながらの現場だと思いますけれども、そんな中でも本当に地域にある学校ということで、各学校、取組が進められる中で、今年は特にかっぱ祭りとかいろんな行事の中でそういう学校の実際の授業と集約といったところで動こうなんというお話は聞いています。

実は、昨日地元の地区社協の会合に出てまいりまして、ひたち野の小中学校の先生方ともお話したんですけれども、先生方は真面目なので、決して文句は言いませんけれども、地区社協の中でも地元ではひたち野エリアはお祭りがあるんですね。今年3年ぶり、4年ぶりになるのか、やろうかという話があった中で子供たちのお手伝いをどうするんだというところをこれからまた詰めていくような話になるのかなと思ったんですが、学校運営協議会を通してできるだけ先生方が出ないような形でやっていただければなということは先生方にはお伝えしておきました。各地区で、特に奥野については地域の結びつきが強いので、これからいろいろと大変かと思いますけれども、新たな形というのをこれから模索していかなければならない、そんな時代に入ったのかなと思いました。どうぞよろしくお願いします。

石井職務代理者

開会を宣言する。

会議録署名人 八木橋 晴美委員を指名する。

石井職務代理者

初めに、報告第12号「学校運営協議会委員の変更について」事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

報告第12号「学校運営協議会委員の変更について」ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

こちらの委員の任期につきましては、5月1日から4月30日までの任期となっておりますが、4月1日付の人事異動によりまして、学校の3役に変更の

あった学校10校につきまして、正式に委員の方が決定するまでの1か月間の間について、現学校長、教頭または副校長、教務主任の方に4月30日までの1か月間のみ引継ぎ、いわゆる中継ぎ的お役目をしていただくこととなりますので、その変更の報告となります。

それぞれ10校の変更前、変更後の名称につきましては、お読み取りいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

報告第12号について質疑を受けるが質疑なし。

石井職務代理者

それでは次に参ります。

次に報告第13号「専決第3号個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会の関係規則の整備に関する規則について」事務局より説明をお願いいたします。

次長兼教育企画 課長

報告第13号について、ご説明いたします。

規則につきましては、個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育委員会の関係規則が変更が生じたものがありますので、3つの規則を1つにまとめて改正するものです。

これまでは自治体が保有する個人情報の保護については、条例を根拠として 運用しておりましたが、大分長い期間問題にはなっていたんですけれども、各 自治体で個人情報の定義が異なっているという状況があったと。そのために全 国で同一の条例を定めるべきという観点から、国のほうで法整備が図られてま いりました。

今年の4月1日から法律を根拠とすることで、全国統一ルールでの運用となったということで、牛久市でも3月議会、さきの3月議会において個人情報保護に関する法律を踏まえた条例改正がございました。

それに付随して教育委員会規則、また訓令、次の議案ですけれども、訓令の 改正が必要となりまして、4月1日施行でございましたので、教育長の専決の ほうをさせていただいております。

改正の内容については、これまで条例を根拠としていた文言について、法律 を根拠とするものに改正したという形式ですが、改正がございますので、専決 処分をさせていただいております。

今回の第13号につきましては3つの規則改正について整備に関する規則というふうに題して一つにまとめて改正しているものです。

説明は以上です。

報告第13号について質疑を受けるが質疑なし。

石井職務代理者

次に参ります。

次に報告第14号「専決第4号個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会の関係訓令の整備に関する訓令について」事務局より説明をお願いいたします。

次長兼教育企画 課長

続いて説明いたします。

先ほどの規則の改正と同じように、こちらは訓令ということで2つの訓令を まとめて改正するものでございまして、趣旨については先ほどの規則と同様の ものでございます。

以上です。

報告第14号について質疑を受けるが質疑なし。

次長兼教育企画 課長

先ほど説明が漏れていました。

1つ前の報告第13号の議案なんですけれども、一番最後のページを見ていただいて、新旧対照表になると思いますが、訂正がございまして、一番上に新旧対象の左上に第3条による改正というふうに書いてあると思いますが、すみません、こちらは第1条による改正というふうに訂正をお願いいたします。

内容的には誤りはないですけれども、第1条による改正ということで、すみません、訂正させていただきます。

以上です。

石井職務代理者

改正の本文については訂正はないということですね。

承知しました。よろしいでしょうか。

次に報告の第15号に移ります。

報告第15号「令和5年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」 事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第15号「令和5年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」 ご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

委員の方々におかれましては、全部で36名の方がいらっしゃいまして、網かけとなっておられますのが新しくなっていただける方となっております。

まず最初のページの11、12、13番中根小学校の担当校の方が3名、裏面にまいりまして、26番、ひたち野うしく小学校で1名、30番、ひたち野うしく中学校で1名ということで、今回5名の方が新規となっております。

また、退任者につきましては裏面の一番下をご覧いただきたいと思います。 3名いらっしゃいまして、中根小で1名、下根中で1名、神谷小で1名となっておりまして、合計いたしますと2名増という形となっております。 説明は以上です。

報告第15号について質疑を受けるが質疑なし。

石井職務代理者

これについて、学校によって偏りとかは人数的にありますか。お願いいたします。

生涯学習課長

こちらなんですけれども、牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の第2条のほうにございますが、4名までの範囲内で推進員を置くことができるということになっておりますので、今回もそうなんですけれども、欠員となった場合にはなるべく4名に近づけるような形で選んでいただいているという形で進めているところでございます。

石井職務代理者

中根小については、5人というか1人あれだからいいのか。

生涯学習課長

4名までの範囲内で置くことができるとなっておりますが、その同じ第2条の中で第1項で規定する職務を行うために推進員の増員を要する場合、その他教育委員会が特に必要と認める場合は4名を超えて推進員を置くことができるとされておりますので、それも添えさせていただきます。4名程度ということになります。

石井職務代理者

ありがとうございました。ほかにはないですか。

ではないようですので、次に報告第16号「令和5年度学校閉庁日の実施について」事務局より説明をお願いいたします。

次長兼教育企画 課長

学校閉庁日についてご説明いたします。教職員の長時間勤務を是正する教職 員の働き方改革の一環として、今年度も学校閉庁日を実施いたします。

今年度も昨年度同様に7日間でございます。

8月14、15、16のお盆の期間、それと11月13日の県民の日、年末の12月27、28、年始の1月4日での7日間ですね。

それでお盆の期間は8月11日、山の日が祝日ですので、16日までの6連休、年末年始は12月27日から1月4日までの9連休というふうになっております。

以上です。

報告第16号について質疑を受けるが質疑なし。

石井職務代理者

緊急連絡については、こちらで受けるという形になりますかね。

なかなか授業のほうが大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

では、質問ないようですので、次に報告第17号「牛久市青少年相談員の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第17号「牛久市青少年相談員の選任について」ご報告をさせていただきます。

こちらの青少年相談員につきましては、定数が36名以内となっておりまして、任期は2年となっております。

主にパトロールなどをしていただいているわけなんですけれども、1枚おめくりいただきまして、今回新規で藤田尚美様、牛久三中学区ご担当される方が新規で入っておられまして、その下3名様が退任、諸橋康之様、杉田久蔵様、保科久子様、3名の方がそれぞれの理由により退任となっております。

名簿でございますが、裏面をご覧いただきまして、現在、藤田尚美様を入れまして27名の牛久市青少年相談員の方となっております。

先ほど申し上げましたように、定員の定数のほうは36名以内ということに なっております。

以上でございます。

報告第17号について質疑を受けるが質疑なし。

石井職務代理者

質問ではないんですけれども、人数がなかなか集まらないということと、大 分高齢化が進んでいるというお話をお伺いするんですけれども、やはり高齢の 方、大分比率的に増えてしまいましたね。

生涯学習課長

やはりこちらの先ほどの委員もそうなんですけれども、一人おやめになると きにその方になるべくその後任の方を探していただけないかということで、そ ういった形で適任の方を草の芽的に探している状況だということは担当のほう から伺っております。

石井職務代理者

これについては、各牛久だけではなしにほかのところでも大分お年寄りの方が増えている頃で、パトロールでもなかなか時間的な配分とか難しいというお話は伺ったので、あと牛久の場合は、青少年育成牛久市民会議のほうもこちらの構成員の方が多いと思いますから、鯉まつりのほうの実行についても先だけれども、どうするのかなという若干懸念はしておるんですけれども、そういったところも踏まえて何かしらいい方法があればと思っていますので、皆さん委員のほうで、何か意見があったらいただければありがたいと思います。

以上です。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これにて4月定例会を終了いたします。

次回の定例会は令和5年5月25日木曜日、リフレビル4階第3会議室。 時間は午前10時からになります。

なお、当初予定の開始時間から変更しておりますので、ご留意ください。 よろしくお願いいたします。